

個人のお客さま向けリース契約(*) 中途解約時の解約精算金について

(*バリューリース、賃貸オーナー様・事業者様向けリースを除く)

リース契約については、契約期間中は原則として中途解約ができません。

ご契約者様のやむを得ない事情による時、またはリース物件や設置先の住居をご契約者様以外の人に貸与(転貸)・売却する場合等の理由により中途解約をする場合は下記に規定された乗率を掛けた解約精算金をお支払いいただきます。

その上で、①リース物件をお客さまへ譲渡

②リース物件を東京ガスリース㈱へ返還 のいずれかをご選択いただきます。

①リース物件をお客さまへ譲渡する場合の解約精算金

○リース契約が解約日時点(*)で4年(48ヶ月)を経過していない場合

| 解約精算金 | | | |
|-------------------|---------------|----------------|---------------|
| リース期間 修理サービス有無 | 6年/7年 | 8年/9年 | 10年 |
| 修理サービスあり | 残存リース料全額 ×0.9 | 残存リース料全額 ×0.85 | 残存リース料全額 ×0.8 |
| 修理サービスなし | 残存リース料全額 ×0.9 | 残存リース料全額 ×0.9 | 残存リース料全額 ×0.9 |

○リース契約が解約日時点(*)で4年(48ヶ月)を経過している場合

| 解約精算金 | | | |
|-------------------|----------|----------|----------|
| リース期間 修理サービス有無 | 6年/7年 | 8年/9年 | 10年 |
| 修理サービスあり | 残存リース料全額 | 残存リース料全額 | 残存リース料全額 |
| 修理サービスなし | 残存リース料全額 | 残存リース料全額 | 残存リース料全額 |

(*)解約日：転居日等、解約事由の該当日を含む月の末日

②リース物件を東京ガスリース㈱へ返還する場合の解約精算金

○リース期間を問わず下記の通りの精算となります

| 表2 解約精算金 (返還の場合) | | | |
|-------------------|-----------------|----------------|----------------|
| リース期間 修理サービス有無 | 6年/7年/8年/9年/10年 | | |
| 修理サービスあり | 残存リース料全額 ×0.8 | 残存リース料全額 ×0.8 | 残存リース料全額 ×0.8 |
| 修理サービスなし | 残存リース料全額 ×0.85 | 残存リース料全額 ×0.85 | 残存リース料全額 ×0.85 |

尚、返還をいただく場合の費用(取外し・引取り・運搬費用など)はすべてお客さまのご負担となります。

中途解約をご希望されるお客さまは東京ガスリース㈱までお問合せください。

尚、当該規程は制定日以降にご契約いただいたお客さまに適用されます。

東京ガスリース株式会社

〒163-1064 東京都新宿区西新宿3-7-1

電話：03-5322-1122 営業時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日及び年末年始、5月1日を除く)

※バリューリース、賃貸オーナー様・事業者様向けリースの中途解約の詳細については別途お問合せください。